

ご注文ください!

出前講座

市職員が
「いつでも」「どこでも」
出向いてお話しします。



企画政策課 ☎ 22-0942

間以内とします。

◆会場の準備など

この講座は、市民のみならず、市職員を派遣するものでも、会場の手配や受講者への周知などは、申込者（主催者）でお願いします。

会場は、公民館や集会所など、市内であればどこでも構いません。

◆受講料

無料

◆出前講座とは？

竹原市が行っている仕事の中で、市民のみならずにとつて身近な問題から専門的なことまで、聞いてみたい内容メニューの中から選んでいただき、市職員が直接出向いてお話しするものです。

◆申し込み

下記の「出前講座メニュー」からテーマを選び、開催希望日の2週間前までに、所定の申込書で企画政策課へ申し込んでください。なお、開催日時については、業務の都合上、変更をお願いする場合があります。

◆利用できる人

市内に在住または通勤・通学している人で、おおむね10人以上の団体・グループであれば、誰でも申し込むことができます（会合等でも申込可）。

◆申込書備付場所

市役所ロビー、支所、出張所、福祉会館、図書館、公民館など

◆その他

政治、宗教または営利を目的とした集会等への派遣は行いません。また、出前講座は学習の場であり、苦情を受け付ける場ではないことをご理解ください。

◆開催日と時間

開催日は土・日曜、祝日・平日を問いません。時間は9時から21時までの間で、2時

出前講座メニュー

分類	No	テーマ	分類	No	テーマ
まちづくり	1	竹原市のIT施策について	環境	34	ごみの出し方・分別について
	2	わたしたちのまちづくり計画（総合計画）について		35	行動に移そう省エネルギー対策
	3	竹原市の公共交通～誰もが使いやすい公共交通づくり～		36	竹原市環境基本計画について
	4	我がまち「たけはら」～竹原市の概況～		37	ごみの減量化対策について
	5	竹原市の魅力発信		38	家庭でできる環境保全
	6	協働のまちづくりって、な～に？		39	ご利用ください中小企業融資
	7	幹線道路網の整備について		40	竹原市の農林水産業
	8	魅力ある都市づくり		41	勤労青少年ホームに行ってみよう
	9	市営住宅について		42	個性ある資源を活かした魅力的な観光地づくり
	10	新開土地区画整理事業について		43	農地の貸借・売買・転用について
	11	くらしと下水道		44	住民税って、な～に？
行政・財政	12	開かれた市政への「情報公開制度」	45	固定資産税のしくみ	
	13	職員の給与の概要	46	市税等の納付方法について	
	14	統計からみた竹原市	47	市民健康課の窓口業務	
	15	竹原市の行財政運営	48	住基ネットって何だろう？	
	16	竹原市の広報広聴活動	49	だまされないで 悪質商法	
	17	竹原市の財政状況	50	簡単にできる水漏れ調査	
議会・選挙	18	市民と議会	51	防災知識講座	
	19	選挙の豆知識	52	災害時要援護者避難支援について	
福祉・健康	20	知っておきたい国民健康保険	53	男女共同参画について	
	21	あなたのための国民年金	54	みんなの人権を守るために「思い込み」から「思いやり」へ	
	22	後期高齢者医療制度について	55	インターネットと人権	
	23	特定健診・特定保健指導について	56	ドメスティック・バイオレンス(DV)～配偶者・パートナーからの暴力	
	24	竹原市の子育て支援	57	デートDVについて	
	25	障害者福祉サービス	58	美術館の楽しみ方について	
	26	高齢者福祉サービス	59	文化財は先人の足跡	
	27	あんしんつくる介護保険	60	基礎学力の定着に向けて	
	28	竹原市地域福祉計画について	61	豊かな心を育てる道徳教育について	
	29	生活習慣病予防講座	62	ICT活用教育推進について	
	30	子育て講座	63	小中一貫・連携教育について	
	31	介護予防講座	64	生涯学習のあれこれ	
	32	予防接種について	65	図書館のあれこれ	
	33	食育について			

※新しいメニュー（No. 62、63）も加わりました！

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇5・7・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目4-3) 9時～18時

※5/3～5/6は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 5月14日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 5月15日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

人権擁護委員の日

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

困りごと・心配ごと相談など何でも受け付けます。

日時 6月1日(日) 10時～15時

場所 人権センター1階 会議室

問い合わせ 広島法務局東広島支局
☎ 082-423-7707

消費者月間講演会

5月は消費者月間です。今年は消費税に関する講演を行います。講演終了後、「消費生活ミニ講座」も開催します。

日時 5月28日(水) 13時30分～

場所 勤労青少年ホーム3階

入場料 無料

問い合わせ 商工観光室
☎ 22-7745

消費生活相談室便り

～高額な学習教材の契約に注意！～

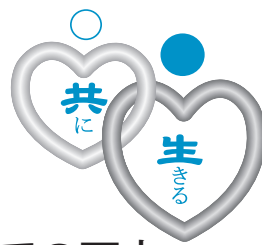
相談内容

「無料で子どもの学力診断をします」と電話があり、気軽な気持ちで業者に自宅へ来てもらった。診断結果が良くなかったので学力に不安を持ったところへ、学習教材の購入を勧められた。3年分が50万円と高額だったが、子どもが気に入ったうえ「専用ダイヤルでの指導は家庭教師よりも安い」と言われたため契約し、代金も支払った。しかし、電話をしても満足な指導は受けられず、教材もミスプリントばかりで不信感を抱いた。教材はほとんど使用していないので解約したい。

アドバイス

学習教材や学習指導の質などは、実際に試してみなければわからず、契約の際にその真偽を確かめることは難しいものです。冷静に検討し、契約をする場合は一度に多量の教材は購入せず、学年ごと、必要な科目だけを契約するようにしましょう。この場合、契約書面の内容に家庭教師としての記載がなければ中途解約は難しいのですが、(家庭教師の場合は、一定条件のもと中途解約が可能。)契約までの状況や、3年分が過量販売と思われることを伝え、未使用分の返品を申し出てみましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。 ☎ 22-6965



仕事と子育ての両立 職場の環境整備について

現在、我が国は、世界で最も少子化が進んだ国の一つとなり、一人の女性が生涯において出産する子どもの数(合計特殊出生率)は、人口維持に必要な水準とされる2・08人を大きく割り込んでいます。急速な少子化の進行は、社会経済情勢に深刻な影響を与えることが懸念されています。

少子化の背景には

少子化の背景には、女性が出産して育児をする場合は仕事を「辞める」か、仕事を続ける場合は「出産をあきらめる」という、「仕事か育児か」の二者択一を迫られるなど、仕事と家庭の両立の負担感が大きいことが指摘されています。

平成25年版厚生労働白書による

と、妊娠前に就業していた女性の約6割が第一子出産前後に退職している状況がみられ、20年前とほぼ同じ状況であることが報告されています。このため、子育てをはじめ家族の介護など、家庭生活と仕事を両立できる働きやすい環境整備の充実が求められています。

職場に求められる環境整備

このような少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成できる環境を整備するために、国、地方公共団体、事業主が行う、取組みやそれぞれの果たす役割等を定めた「次世代育成支援対策推進法」が平成17年4月から10年間の時限立法として施行されています。

この法律では、労働者が仕事と子育てを両立できるよう、事業主に対し『一般又は特定事業主行動計画(以下、「行動計画」という。)]を策定するよう求めており、101人以上の労働者を雇用する事業主は、この「行動計画」を策定する義務があります。(100人以下の労働者を雇用する事業主は努力義務。)

これらの「行動計画」では、事業所で働く労働者が仕事と育児を両立しやすくするための雇用環境

の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備を行うため、次の対策を講じることが定められています。

- ・妊娠中及び出産後における配慮
- ・子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
- ・子どもの看護のための利用しやすい休暇措置の実施
- ・育児退職者についての再雇用特別措置等の実施

子育てはみんなの支えと協力で

現在の社会経済情勢は、緩やかに景気が回復し、企業の労働環境の改善も見られますが、すべての職場で雇用環境や多様な労働条件を整備することは、まだまだ難しい状況です。

次代を担う子ども達が健やかに生まれ、育成できる環境整備は社会の課題であるとともに、私たち一人ひとりの課題でもあります。

仕事と家庭生活の両立を積極的に考えられる職場や地域づくりが求められています。



男女共同参画推進講演会を開催します！



日時 6月29日(日) 13時30分～15時
場所 市民館ホール ※入場は無料です。
講師 笠井 信輔 さん
演題 ～息子3人、局アナパパの子育て奮闘記～

プロフィール 大学卒業後、テレビ局に入社。入社以来、「タイム3」をはじめとしたワイドショーや「めざましテレビ」などの情報番組を担当し、現在は「とくダネ！」の司会を務めている。

共働きの妻の出産に立会い、周囲の協力を得ながら3人の子育てを奮闘中。順風満帆とはいえない苦労話や「夫も家事・育児をすべき」と思えるようになったエピソードなど、笑いと共に語られます。

問い合わせ 人権推進室 ☎22-7736